

<一般委託>

馬堀海岸地区高潮対策対策護岸ほか3か所清掃業務委託(10月から3月分)(一般委託)仕様書

馬堀海岸地区高潮対策対策護岸ほか3か所清掃業務委託(10月から3月分)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市が管理する港湾施設(馬堀海岸地区高潮対策護岸ほか3か所)に集積された漂流・漂着ごみまたは放置される散乱ごみや不法投棄物等を収集および処分施設へ運搬し、港湾活動の円滑化及び本市内の環境美化そして環境保全に寄与することを目的とする。
2	履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市馬堀海岸地先ほか3か所
4	業務内容	別紙「馬堀海岸地区高潮対策護岸ほか3か所清掃業務委託(10月から3月分)特記仕様書」「産業廃棄物処理作業共通仕様書(収集・運搬(積替なし))」のとおり
5	特記事項1	別添の「業務履行計画書」及び「業務日報(週報)」を業務委託仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員(担当者)に提出するものとする。
6	特記事項2	本契約に引き続き、本契約の受託者に同内容の随意契約を発注する予定がある。この随意契約に関する条件については、別添「本契約に関する随意契約条件について」のとおりとする。
7	関係法規	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令を遵守すること。
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格をいづれも有すること。 (1)横須賀市より一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)を有していること。 (2)神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)を有していること。
9	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
10	支払方法	委託料の支払いは月払いとする。
11	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
12	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
13	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
14	連絡先	港湾部 港湾管理課 宮川 Tel.046-822-9538

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------	---

内訳書

(税抜き)

清掃箇所など	仕様	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
馬堀海岸保全施設 (遊歩道、透水石積部分、植栽帯)、 大津地区港湾施設		26	回		
馬堀海岸保全施設の窪み内、根固石部分	毎月1回 +臨時1回	7	回		
平成地区8護岸		26	回		
大津地区海岸保全施設		26	回		
電子マニフェスト使用料		6	月		

※単価・金額は、契約者が記入すること。

本契約に関する随意契約条件について

1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約）する予定です。
（ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。）
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合については、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。

2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

随意契約の履行期間	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
可否判定期間	本契約の履行期間のうち、 令和5年10月1日から令和5年12月31日まで

馬堀海岸地区高潮対策護岸ほか3か所清掃業務委託(10月から3月分)特記仕様書

本特記仕様書は、横須賀市が実施する馬堀海岸地区高潮対策護岸ほか3か所清掃事業の委託事項を定める。

1 目的

横須賀市が管理する港湾施設(馬堀海岸地区高潮対策護岸ほか3か所)に集積された漂流・漂着ごみまたは放置される散乱ごみや不法投棄物等を収集および処分施設へ運搬し、港湾活動の円滑化及び本市内の環境美化そして環境保全に寄与することを目的とする。

2 施行場所

横須賀市馬堀海岸地先ほか3か所(別添 位置図 参照)

3 履行期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

4 資格要件

横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること)及び神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)を有していること。

5 業務内容

次の部分において、流木、漂着・放置された散乱ごみ等を回収し、施設等の清掃を行う。回収物は7項の指定施設へ運搬する。

(1)馬堀海岸保全施設(馬堀海岸高潮対策護岸) (全長 1,650m)

- ①遊歩道、透水石積部分(表面及び石の間で回収可能範囲)、植栽帯
- ②窪み内(約 1,000 m²)及び根固石部分(表面及び石の間で回収可能範囲)

(2)大津地区港湾施設 (全長 100m)

- ・護岸上の通路、ベンチ及び駐輪スペース

(3)平成地区8護岸 (全長 385m)

- ・護岸上の通路及びベンチ

(4)大津地区海岸保全施設 (全長 517m)

- ・管理用通路(海側・山側)、パラペット部分、植樹帯

清掃日と期間中の回数は以下の表のとおりとする。

	清掃箇所	清掃日	期間中清掃回数
(1)-①	馬堀海岸保全施設 遊歩道・透水石積部分・植栽帯	毎週月曜日 ※1	26回
(1)-②	馬堀海岸保全施設 窪み内及び根固石部分	毎月1回 ※2	6回＋臨時1回 (計7回)※3
(2)	大津地区港湾施設	毎週月曜日 ※1	26回
(3)	平成地区8護岸	毎週月曜日 ※1	26回
(4)	大津地区海岸保全施設	毎週月曜日 ※1	26回

※1 月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

※2 馬堀海岸保全施設の窪み内及び根固石部分の清掃は干潮時に回収作業が行いやすいため、潮見表を参考に清掃日を決め、市の了解を得ること。

※3 臨時清掃は、台風、荒天等により委託者が清掃が必要と判断したとき。

6 清掃にかかる共通事項

- ① 業務の履行計画は、前週の水曜日(ただし水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その前日とする)までに業務履行計画書(別添様式1)により提出すること。(ファックスまたはメールによる提出も可とする)監督員(市の担当者)は、内容に修正が必要と判断した場合には修正等の指示をすることができる
- ② 次のものを発見した場合は、速やかに市へ連絡すること。
 - ・運搬が困難な大型の流木
 - ・動物の死骸(犬・猫等)
 - ・処分が困難な大型電化製品
 - ・ボートが漂着している場合
 - ・海域でウミガメ・イルカ・クジラの死骸が浮いている場合
 - ・海域に浮遊する油を発見した場合
- ③ 本市環境部が既に発見し、啓發文書を貼付してある不法投棄物は、調査中のため回収を行わないこと。
- ④ 清掃の実施に当たっては作業前後の比較できる写真を撮影すること。
- ⑤ 完了届提出時に、当月に収集した廃棄物量を清掃日ごと、地区別がわかるようにまとめて報告すること。
- ⑥ 清掃完了の報告は、業務日報(週報)(別添様式2)により報告すること。特記事項等がない場合は、完了届提出時にまとめて提出することも可とする。
- ⑦ 委託者が清掃日を変更しようとする場合は、その指示に従うこと。

- ⑧ あらかじめ台風・荒天等により清掃ができないと判断される場合は、市の了解を得た場合に限り清掃日を変更することができる。清掃日を変更した場合は、その理由を清掃作業報告書に記入すること。

7 回収物の処分

- (1) 一般廃棄物については、横須賀市ごみ処理施設エコミル(横須賀市長坂五丁目 1 番1)へ搬入する。(処分に掛る費用は受託者の負担とする。)
- (2) 産業廃棄物については環境衛生管理株式会社(横須賀市長沢五丁目 3241 番地)へ搬入する。(処分に掛る費用は委託者の負担)。また、産業廃棄物の搬入後、速やかに委託者より発行された電子マニフェストの運搬終了報告を行うこと(収集運搬に係る電子マニフェストシステムの使用料は委託者の負担とする)。
- (3) 再資源化に努めること。

8 使用車両

- (1) ごみの回収等に適した車両(軽トラック等)を使用することとし、履行開始前に使用車両を市に報告すること。
- (2) 使用車両を変更する場合は、市へ報告すること。

9 鍵の貸与、作業時の駐車

- (1) 馬堀海岸保全施設の鍵は、使用車両の報告の際に市から貸与する。履行期間の最終月の完了届の提出の際に返却すること。
- (2) 大津地区港湾施設の清掃時は、市の指定する場所に駐車すること。
- (3) 平成地区8護岸清掃時は、うみかぜ公園内の指定場所に駐車すること。

10 安全の確保

- (1) ごみの回収時における交通安全対策、皮手袋、長袖シャツの着用等安全に配慮すること。
- (2) 遊歩道に車両を乗入れるときは、施設利用者の安全に十分留意すること。
- (3) 根固石部分は、足場が不安定なので十分注意し慎重に清掃を行うこと。
- (4) 高潮・津波注意報、警報が発令された場合及び落雷の危険性がある場合は、施設内には入らず、清掃を中断・終了すること。

11 完了届

委託者の指定する完了届に清掃作業報告書及び清掃状況写真を添付し、各月末日締めで市に提出し、検査を受けること。

12 委託料の支払

委託料の支払いは、各月締めで受託者の請求により精算するものとする。

13 賠償責任

委託業務において事故があったときは、賠償の責任は受託者が負うものとし、直ちに市へ報告すること。

14 現場代理人の配置

指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

15 産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

本業務での産業廃棄物管理票は電子マニフェストシステムを利用するものとする(「産業廃棄物処理作業共通仕様書」のマニフェストに関する記載については本仕様書の記載を優先するものとする)。

16 その他

(1) 市民との応対にあたっては、言動に注意すること。

(2) 馬堀海岸保全施設は、高潮から生活圏を守るための護岸であり、平面構造により消波させる特性をもっている。海水は石積部分から透過(排水)させる構造となっているため、石積部分が長期に機能を発揮できるよう、極力ごみの排除が必要となる。清掃は、このことを意識して行うようにすること。

(3) 平成地区8護岸は、うみかぜ公園に併設され、市民の憩いの場所になっているので護岸利用者との接触等に十分注意すること。

(4) 清掃の際は以下の点に注意して安全委作業すること。

① 釣り針が刺さらないようにすること。

② 放置された釣りえさや、放置された魚類を素手で触らないこと。など

(5) この仕様書に定めのない事項について、疑義を生じた時は、横須賀市契約規則によるもののほか、両者協議の上決定するものとする。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

(委託内容)

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 別紙 産業廃棄物の種類及び予定数量のとおり

数量： 別紙 産業廃棄物の種類及び予定数量のとおり

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲および乙は産業廃棄物を管理するため、電子マニフェストを使用する。電子マニフェストの利用料は、それぞれの負担とする。

(義務と責任)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。
（電子マニフェストを使用する場合は、そのシステムに従う）

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 環境衛生管理株式会社
所在地 : 神奈川県横須賀市長沢5 - 3241番地
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 416 t/日

上記の事業場が中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先の所在地 : _____
最終処分先の名称 : _____
保管場所の能力 : _____

最終処分先の所在地 : _____
最終処分先の名称 : _____
保管場所の能力 : _____

最終処分先の所在地 : _____
最終処分先の名称 : _____
保管場所の能力 : _____

再中間処理 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

下記別表の通り

廃棄物の種類	性状	荷姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他注意事項
産業廃棄物 (混合廃棄物)	バラ	バラ	なし	なし	なし
ロープ・網	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻なし)	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃タイヤ(貝殻つき)	バラ	バラ	腐敗あり	なし	なし
自転車	バラ	バラ	なし	なし	なし

産業廃棄物の種類及び予定数量

産業廃棄物の種類

混合廃棄物（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）

産業廃棄物の予定数量（令和4年実績より算出）

場所	年間の産業廃棄物 収集量(kg)	業務1回あたりの 産業廃棄物収集量(kg)
馬堀海岸保全施設 遊歩道・透水石積部分・植栽帯部分	166.0	3.2
大津地区港湾施設		
馬堀海岸保全施設 窪み内及び根固石部分	221.0	15.8
平成地区8護岸	62.5	1.2
大津地区海岸保全施設※	—	約1.0

※新規施設のため実績なし。参考のため市職員が6月に収集した廃棄物量は1kg程度。

業務履行計画書

(あて先) 横須賀市長

業務委託名	
契約年月日	年 月 日
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日

住所
請負者
氏名
現場代理人 氏名

履行日程・従事人数	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	作業開始時刻 (作業時間)	作業場所	摘要
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		
月 日 () 名	午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		午前・午後 時 分 (時間 分)		

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。(ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。)

予算主管課		
港湾管理課長	係長	担当者

(あて先) 横須賀市長

業 務 日 報 (週 報)

業務委託名 _____

会社等名 _____

現場代理人氏名 _____

日報・週報	年 月 日 () [から 年 月 日 () まで]
-------	-----------------------------

※ 「日報」または「週報」を○で囲み、日付を記載すること。

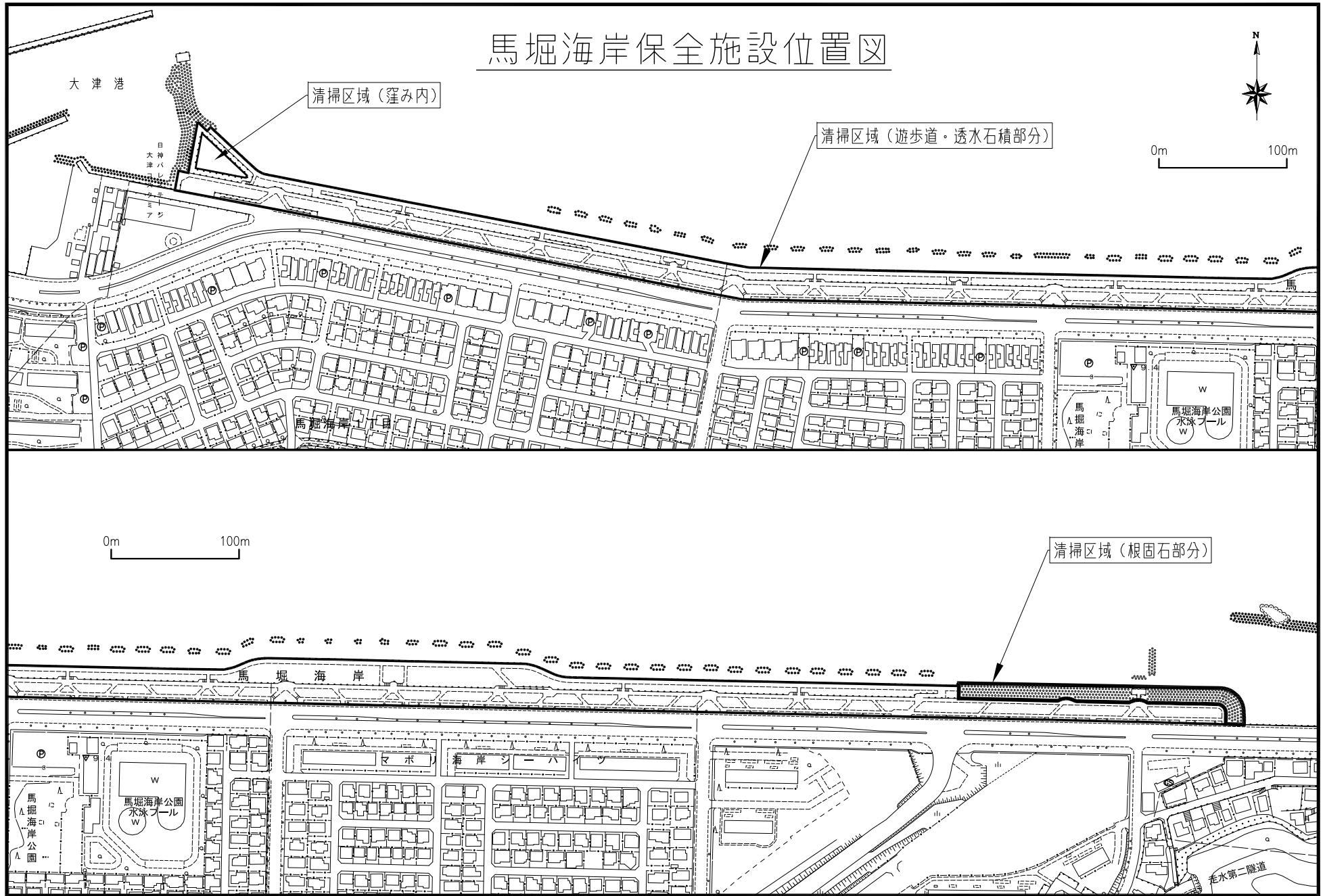
業務履行計画書に基づき、上記の日程における清掃を完了しました。
以下のとおり実施状況等を報告します。

作業場所	実施状況	特記事項
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のとおり状況でした。	

※ 「実施状況」欄については、①、②のいずれかに○をつけること。②に○をつけた場合には、右の「特記事項」欄に状況等を記載すること。

※ 予算主管課が別の様式を指定する必要があると判断した場合には、その様式を使用することができる。(ただし、その場合にも、本様式のすべての項目を備えていること。)

馬堀海岸保全施設位置図



大津地区位置図

0m 100m

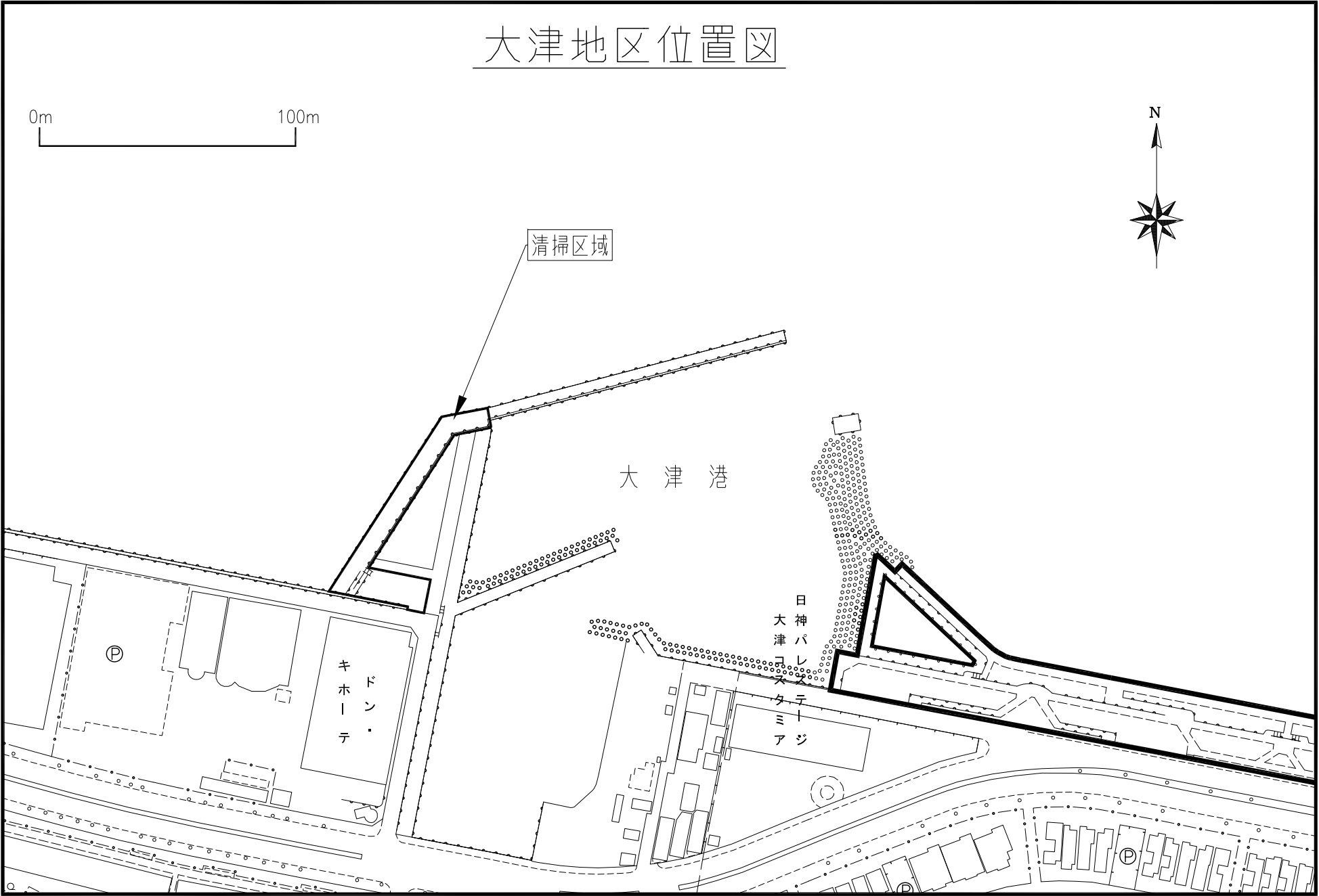


清掃区域

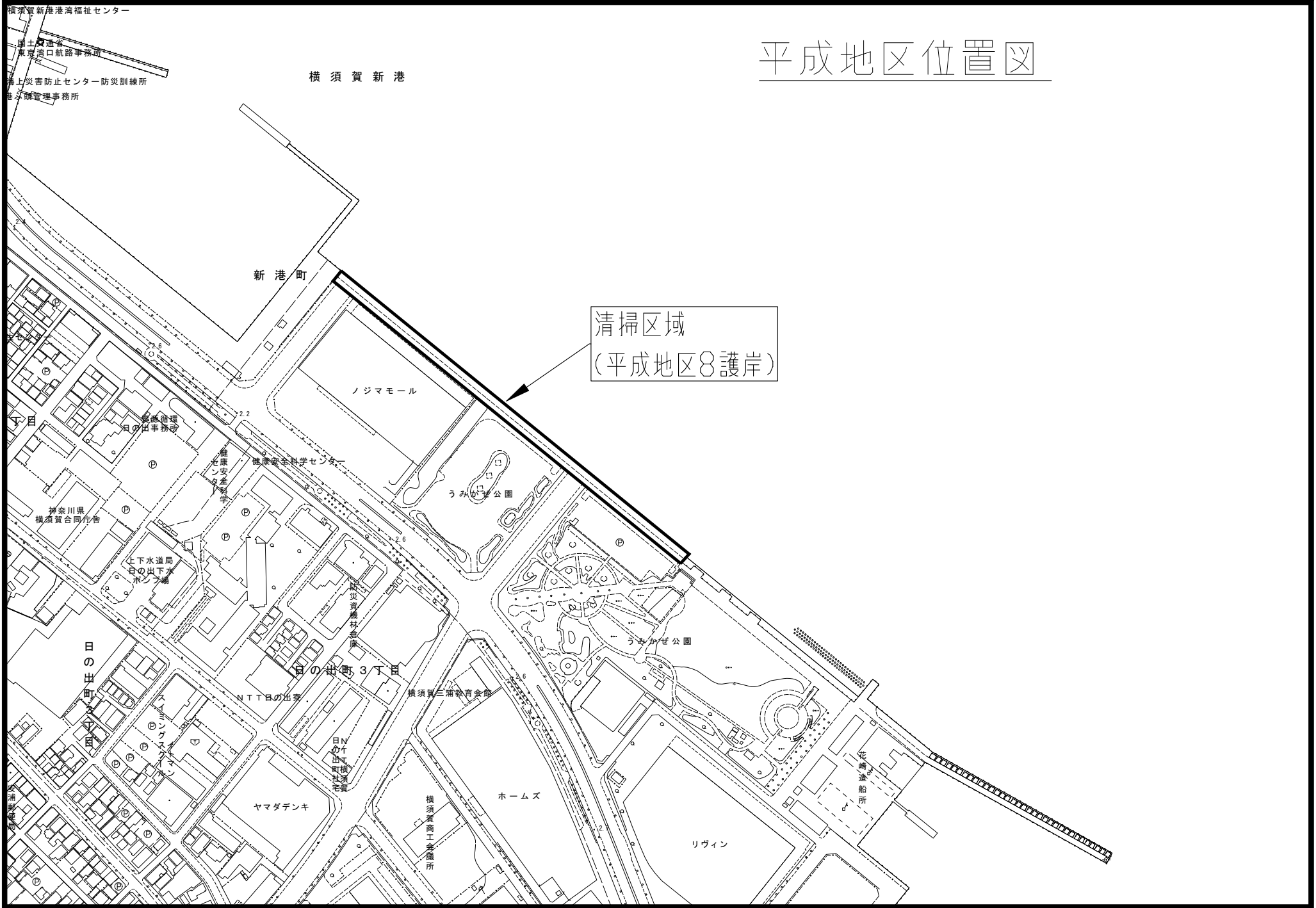
大津港

ドン・キホーテ

日神パレス
大津
コレスポ
スタジアム

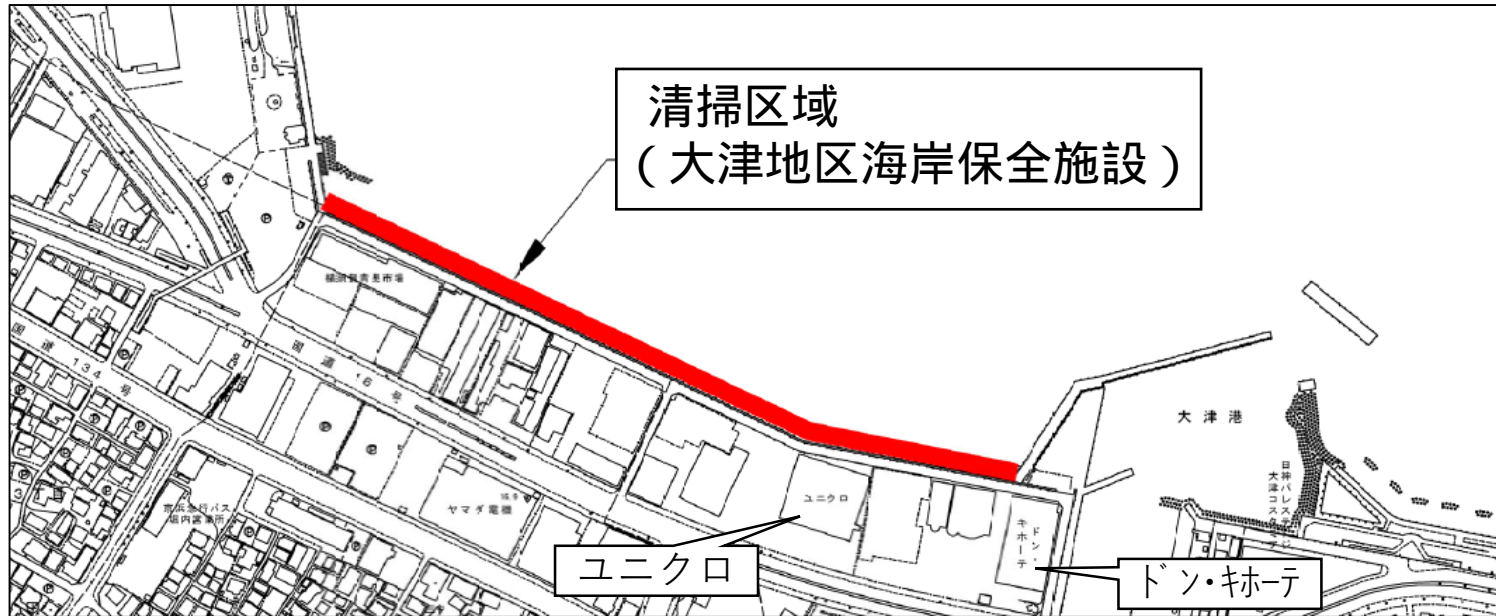


平成地区位置図



大津地区海岸保全施設

位置図



施設断面図 (抜粋)

